

## 東アジアのなかの日本中世史料

村井章介

立正大学文学部史学科教授



### 【要旨】

日本の文明化は「中華」の圧倒的な影響のもとに進行した。歴史叙述も漢字を用い、かつ中華世界が培った体例に則って行われた。しかし、日本で「正史」と呼ぶ六国史は、編年体である実録の様式で、ついに紀伝体の史書としては完成せず、しかも 887 年で中断してしまう。紀伝体の『高麗史』を完成させ、近代初頭まで続く『朝鮮王朝実録』を持った朝鮮とは対照的である。ただし、12 世紀末に登場する武家政権は、六国史と中国の実録に範を取った『吾妻鏡』『徳川実紀』を生み出した。

六国史の中断後、国家的記憶装置として機能したのは貴族層の日記だった。中央集権的官僚制度が健在だった中国・朝鮮と異なって、日本の中世国家の実態は国家機能を分掌する「家」の集合体と化しており、国家的情報の蓄積・継承を担ったのも「家」であった。

「家」に伝えられてその存立と継続を支える権利保証文書の類が、中世史料の中心となる。その残存形態は中・朝と比べて著しく分散的・非系統的である一方、成立当時の状態を留める一次史料の豊富なことが特徴である。

武家政権は従前の国家を模倣した記録組織や文書様式を持ったが、一方で主従制を権力編成原理とする独自の文書体系や、武士社会の慣習を昇華させた法史料に見るべきものがあった。また寺院・神社（寺社）勢力は、特定の宗教的役割を果たすことで国家権力の一翼を構成し、宗教儀式に関わる史料を組織として伝える一方、中世を代表する大土地所有者として荘園に関する史料を多く保有している。

### 【略歴】

1949 年 大阪市に生まれる

1972 年 東京大学文学部を卒業

1974 年 東京大学大学院人文科学研究科修士課程を修了

1974 年 東京大学史料編纂所に採用

1991 年 同文学部に移る

1993 年 東京大学より博士（文学）の学位取得

2013 年 東京大学を定年により退職

2013 年 立正大学文学部に移る

# 東アジアのなかの日本中世史料

村井章介

立正大学文学部史学科教授

## 1. 日本の「正史」

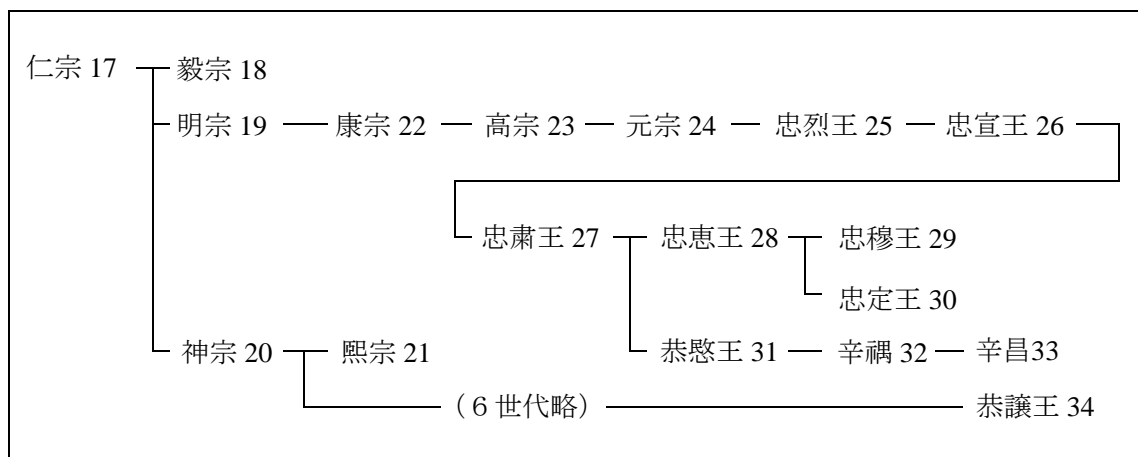
日本の文明化は、「中華」の圧倒的な影響のもとに進行した。みずからの歴史を文字化する営みも、最初に知った文字である漢字を表現手段とし、かつ中華世界で長年培われてきた歴史叙述の体例に則って行われた。すなわち、天子の言動の記録や諸官庁の記録を軸として、天子一代ごとに編年体の「実録」を作成し、次代の王朝が、前王朝で集積された実録をおもな材料に、紀伝体に再構成して「正史」を編纂する、というものである。<sup>1</sup>

朝鮮ではこの体例が忠実に遵守され、『三国史記』に含まれる高句麗・百済・新羅の「本紀」から始まって、『高麗史』と『高麗史節要』、そして『朝鮮王朝実録』へと続き、近代初頭に至った。とくに『朝鮮王朝実録』は、王朝の存続した500年以上の年月を切れ目なくカバーするだけでなく、詳細さと正確さで中国の実録を凌駕する、世界にもまれな膨大な記録として、ユネスコの世界記憶遺産に登録されている。

中国も朝鮮も前近代を通じて中央集権的国家機構とそれを支える官僚システムが健在だった。そこからうみだされる史料は、多くは編纂物のかたちをとり、いちじるしく継続的かつ体系的な性格をもつようになる。しかし、歴史学の史料という観点からすると、編纂の過程で加工が加わることによって、史書として完成した形態をとるものほど史料批判が必要な限界性をもつことになった。

整った正史の体裁をもつ『高麗史』から一例あげてみよう。『高麗史』「世家」（中国正史の「本紀」に相当）の編年的叙述を見ると、恭愍王23年（1374）と恭讓王元年（1389）とのあいだが飛んでおり、その部分は全巻末尾の「列伝第四十六～五十・辛禡（しんぐう）」にある（末尾に辛昌伝を付加）。なぜこんな不自然な状態になっているのだろうか。

李成桂は、1388年、恭愍王の孫辛昌を廃して、王家の遠い血筋から恭讓王を擁立し、ついで1392年には恭讓王をも不徳として退け、みずから王位についた。これが李氏朝鮮王朝の創成である。このような行為に対する批判を避けるため、李成桂は、辛昌の父辛禡は恭愍王の実子ではなく、王の信任篤かった政僧辛屯（しんどん）の不義の子だとする説を流した（系図参照）。真相は不明だが、朝鮮朝成立後に編纂された『高麗史』は当然李成桂の主張に沿って書かれている。その結果、辛禡・辛昌2代の治世を記述する編年史は、「第四十五叛逆六辛屯」の後に追いやられることになった。



このようなイデオロギー的操作は、辛禡伝の記事に史料としては困った属性を与えることになった。「世家」では各記事には原則として日付が付されているが、「列伝」では月までで止めて日付は書かない方針を採っている。その結果、たとえば私の専門にひきつけていうと、多いときには月に10回以上もある倭寇記事から日付が消えてしまった。

日本の「正史」とされる『日本書紀』以下の「六国史（りっこくし）」と、範とした『史記』『漢書』以下の中国の正史とでは、大きな相違点がいくつか認められる<sup>2</sup>。①『史記』では黄帝が始めから人の子であるのに対して、『日本書紀』では神武（じんむ）天皇の登場が「神代（かみよ）」から切れ目のない連続として描かれている。②天子の言動を記す起居注（ききょちゅう）を作成する役職や任務は日本の律令に規定がなく、中国の起居郎に相当する中務省（なかつかさしょう）内記の職掌は、「詔勅造らむこと、すべて御所の記録のこと」という抽象的なものとなっている。③六国史は編年体の史書で、その途中で中国の志や列伝的な部分を差しはさむかたちになっている。

①と②は、日本の天皇が宗教的性格を強く帯びる一方で、国家統治の能動的な主体としては位置づけられていないことを示す。そして、③と深く関わるのが、日本では887年の記事を最後に、天皇の治世で時間を区切るような国家編纂の史書が途絶えてしまったことである。律令国家の衰退によって国史編纂の体制が維持できなくなったことが原因だが、新たな王朝が樹立されたわけでもなかったため、新王朝が律令国家の歴史を『高麗史』のような正史として編纂することもなかった。

六国史後の公家政権（天皇を頂点に京都に所在）では、『日本紀略』『本朝世紀』『百鍊抄』のような、貴族の手になる簡略な編年史が作られたにとどまる。中国に範を取る国史は明治維新後に復活し<sup>3</sup>、宮内省（戦後は宮内庁）によって『孝明天皇紀』『明治天皇紀』『大正天皇実録』『昭和天皇実録』が編纂された。

しかし中世、公家政権に対し武士が結集して鎌倉に生まれた幕府（武家政権）では、6

代将軍宗尊（むねたか）までの歴史を『吾妻鏡（あづまかがみ）』として編纂した（完成年不明）。その体例は六国史、ひいては中国の国史に範を取っている。さらに江戸幕府は、同様の体例に基づき、10代将軍家治（いえはる）までの歴史を『徳川実紀』として（1846完成）<sup>4</sup>、そして室町幕府の歴史を『後鑑（のちかがみ）』として（1853完成）、編纂した。これらを六国史を嗣ぐ「正史」と認定しないのは、幕府の国家的性格に眼をむけず、天皇を戴く権力のみを正統なる国家とする名分論に立つものといわざるをえない。

## 2. 国史から日記へ

9世紀末に六国史が廃絶して以降、国家支配のための記憶装置として機能したのが、個々の貴族たちの日記である。律令に定められた官僚制は形骸化しており、国家の実態は国家機能をさまざまに分掌する「家」の集合体と化した。日記の記主は天皇、摂関等の上級貴族、実務を担う中下級貴族など多様だが、いずれも「家」を存立基盤としており、日記が「家」を介して子孫に伝えられていくことで、国家的情報の蓄積・継承が実現された<sup>5</sup>。たとえば、平安貴族を代表する藤原道長（ふじわらのみちなが 996-1027）の日記『御堂関白記（みどうかんぱくき）』は、自筆原本が道長の子孫近衛（このえ）家に伝来し、ユネスコの世界記憶遺産に登録されている。

中・朝では、中国の檔案館や韓国の国史編纂委員会・奎章閣図書館等、「家」から離れた非人格的国家機構に伝えられた史料が豊富なものに対して、日本ではそうした史料はひどく乏少である。宮内庁書陵部の所蔵・管轄する皇室関係史料群も、そのほとんどが天皇家、宮家、摂関家等の「家」に保管・伝来されてきたものである。むしろ江戸幕府の紅葉山文庫等に伝えられ、現在国立公文書館に所蔵される史料群は、将軍家の「家」史料という性格よりは、国家機構としての幕府に保管・伝来されてきたという性格が強い。

もとより中国・朝鮮でも、社会の基礎単位として「家」が存在した。しかし、その「家」に伝えられた史料の特徴は、日本とは随分異なっている。日本の中世以降の国家体制とは対照的に、中・朝では、前近代史を通じて中央集権的な国家機構とそれを支える官僚組織が社会の上にそびえ立っていた。個人や「家」も、官僚組織にしかるべき地位を占めることによって、あるいは過去に先祖がそのような地位を占めたという歴史的記憶によって、社会的地位を保証された。

そこでは科挙と呼ばれる高級官僚登用試験が巨大な社会的意味を持ち、科挙の及落や成績が、受験者個人の出世のみならず、彼を育てた「家」や、ひいては地域社会のステータスをさえ大きく左右した<sup>6</sup>。それに伴って「家」史料の残り方も、受験に直結する教養書・参考書類、成績票、抜書・答案などがあり、科挙官人に必須の教養とされた琴棋書画など

も目立っている。

これに対して日本では、高官に即く条件は何といても彼の属する「家」のランクづけであり（蔭位（おんい）の制）、日本で科挙に相当する「対策」は極度に矮小化されたものにすぎなかった。そして、中央集権的国家機構が実態を失い、国家による権利保証機能が弱体化すると、「家」の存立と継続を支えるものは、血縁（擬制的形態を含む）を通じて代々伝えられていく権利保証文書の類となる。そうした文書類は、「家」の存立を支える土地財産（所領）の権利文書を中心に、幾多の戦乱をのりこえて後生大事に伝えられた。

その結果、日本の中世史料の中心は「家」に関わる文書類となり、中・朝とくらべていちじるしく分散的・非系統的な残りかたをすることになった。その一方で、多くが記された当時の状態で（もちろん写本の場合が多いが）残されており、このような一次史料の豊富さは、おそらく世界で一、二を争うほどと思われる。前記の『御堂関白記』が世界記憶遺産に登録されていることは、そのことを象徴する事実といえる。

### 3. 日本における文集の文化

中国・朝鮮では史料の相当部分を個人の文集が占める。文集からは、国家の編纂する史書とは対照的に、個人から社会へという方向での情報が得られる。中・朝の国家機構は文官と武官から構成されていたが、伝統的に文官が圧倒的に優位に立った。彼らが生涯に残した文章や詩が、官人の供給源である士大夫（しだいぶ）とか両班（ヤンバン）とか呼ばれた社会層にふさわしい能力の証として尊ばれた。そこでそれらの作品群を、多くは弟子や子孫が部類分けして編纂し、無数の文集が生産されていった。

また「語録」の名で呼ばれることが多い僧侶の文集は、寺院の諸行事に際しての作品が多いとはいえ、文体や部類分けは俗人の文集とよく似たものだった。寺院社会構成員の出自も、そくにその上層部では官人を輩出する社会層とほぼ同一だったからである。その類似性は、とりわけ教養として尊ばれた詩作品や（僧侶の詩は「偈頌（げじゅ）」と称される）、行状・年譜・塔銘などと呼ばれた略伝において著しい。

日本では、平安時代の漢学勃興に伴って、菅原道真（すがわらのみちざね）、島田忠臣（しまだのただおみ）、都良香（みやこのよしか）、紀長谷雄（きのはせお）ら著名な官人の文集が編まれた。しかし、貴族社会の中心的文芸が漢詩から和歌へと移行するに伴って、政治的・哲学的内容を中心とする文集の文化はすたれ、もっぱら和歌という日本固有の文芸に特化して、勅撰集（官撰のアンソロジー）と家集（歌人ごとの作品集）という二大ジャンルが確立する。文集の文化は江戸時代に儒学が栄えるのにもなって復活し、儒者の作品集が多く編まれるようになった。

13世紀なかばより、鎌倉幕府の実権を握る北条氏の政策的誘導もあって、日中禅宗界をまたいで人の往来が活発化し、鎌倉と京都に中国に倣って五山という禅宗寺院の組織が生まれた。そこでは純中国風的生活文化が憧憬され、その一環として、師匠の文集（語録）が弟子たちによって編まれた。これらは「五山文学」と呼ばれているが、同時代の中国の文集文化がなまの形で導入されたものといえる。

中国の著名な禅僧たちの語録がさかんに舶来され、それらを範として中国からの渡来僧や、さらには日本僧の語録も作られるようになった。日本僧のなかには中国へ渡航して高僧の門を遍歴した者も多くいた。これらの語録群は日中の禅宗社会が渾然一体となるなかから生み出され、形式面では区別がつかないほどよく似ている。

その背景には南宋～元代の活発な民間貿易船の往来があったが、明代に至って往来に対する国家的統制が強まると、中国僧の渡来は途絶え、日本僧の中国渡航は国家名義の使節行（遣明使）に限定された。遣明使の頻度は15世紀初頭を除いて10年に一度程度だったから、中国の仏教社会からの影響は、前代に比して大きく減殺された。

その結果、日本の禅宗社会では、特定の法脈からのみ住持を迎える徒弟院（つちえん）が増加し、本寺における修行よりは付属の塔頭（たちゅう）で師弟が家庭的生活を営むことが好まれるようになる<sup>7</sup>。「家」を基盤とする日本中世社会の似姿といえよう。

#### 4. 日本中世社会と史料<sup>8</sup>

##### a 幕府 国家を構成した軍事権力

12世紀末に武士階級を基盤として成立した幕府は、独自の記録組織をもち、奉行人が『吾妻鏡』の編纂材料となったような日記をつけていたと思われる。しかし鎌倉時代のものは痕跡程度が残るにすぎず、貴族の日記とは質・量とも比較にならない。中世後期になると、幕府官僚や大名家臣の日記があらわれ、幕府や地方社会の情報を伝えてくれる。

幕府の残した史料で目立つのは法令集である。公家政権の法に対する姿勢はあくまで律令に準拠するもので、平安初期に律令法を補完する法令（格式（きやくしき））が編纂されたほか、鎌倉時代にかけて法曹家のための参考書がいくつか編まれ、「新制」と呼ばれる単行の法令もいく度か出ているが、まとまった法典は作られなかった。

これに対して鎌倉幕府では、北条氏の執政のもと、武家社会の道理に基づく紛争裁定をめざす裁判制度が、前近代では異例なほど発達をとげる。それを法典に結晶させたものが1232年制定の『御成敗式目（ごせいはいしきもく）』である。この法は、鎌倉・室町両幕府の追加法や戦国大名の家法、さらには江戸幕府の法にまで大きな影響を及ぼした。鎌倉時代に時々の政治的必要から出された単行法令を集成した書が、『新編追加』『新式目』

などの名で多数残されており、量的には及ばないながら、室町幕府の法についても『建武（けんむ）以来追加』ほかがある。また室町幕府においては、室町殿の御前で行なわれる裁判の判例を集成した「引付（ひきつけ）」と呼ばれる一群の書物が編纂された。

幕府もある意味では国家権力に食いこんだ新参の「家」であるから、大枠では貴族社会の文書様式を踏襲した。しかしその一方で、幕府が中世国家のなかで実力的には公家政権をしのぐほどに成長すると、そうした枠に収まりきれない様式が開発される。その代表ともいえる「下知状（げちじょう）」は、直接の人格的支配下にある者よりは、行政や統治の対象となる者に与えられるという特徴があり、とくに裁判の判決文（裁許状）や関所通行許可証（過書（かしょ））に好んで用いられた。

そのほか、主従制を権力編成の根幹に置き、軍事に特化した武家社会では、主従結合や戦争・軍役に関わるさまざまな文書様式が発達をとげた。また、将軍のもとで地方の軍事・行政に携わる「守護」およびその配下の武士たちは、土地支配に関わる裁決を強制力をもって現地に実現させる業務（下地遵行（したじじゅんぎょう））に携わったが、これに関わる史料も多数残っている。

## **b 寺社 中世国家の宗教機能**

日本の中世において、寺社（寺院・神社）は独自の組織と論理をもって朝廷・幕府と並立していた。大寺社は国家のなかで果たすべき特定の宗教的役割が決められており、寺社伝来史料の過半はそうした祈祷・法会・神事・伝法・葬礼などの執行に関わるものである。また、公的な記録体系としての日記も存在した。神社では奈良の春日（かすが）社や京都の北野社・祇園（ぎおん）社にまとまった日記が残っている。寺院ではとくに中世後期の日記に、寺内部にとどまらず一般社会のようすを知る貴重な史料が多い。これらは、貴族の日記と比較して、個人ではなく組織として記述され保存されてきたものが目立つ。この場合、記主は複数の書き継ぎとなり、京都の東寺（とうじ）の寺僧集団が残した引付（ひきつけ）のように、毎年選挙によって筆者が交代するような例さえある。

一方で寺社はその機能を果たすための財源として荘園（しょうえん）などの所有を保証されており、この面では世俗的な大土地所有者とあまり異ならない。というより寺社こそ中世を代表する大土地所有者で、中世の基本的な大土地所有制度である荘園の史料は、多くが寺社（とりわけ寺院）に伝来する。そこには、荘園に関わる各階層が土地に対する権利をめぐる争った相論文書も豊富で、中世社会の生々しい姿を見てとることができる。

荘園は土地所有を通じた人民支配のしくみである。荘官・名主（みょうしゅ）などの役職も、その実体は土地およびその果実である得分に対する権利にほかならない。荘園支配に関わる帳簿も基本的に土地台帳であって、土地の所在地・面積・収取物などは明記され

るが、人に関してはある荘園の全住民数といった基礎的データすら読みとることはできない。まして、日本の総人口など五里霧中である。

これに対して中国では、たとえば『元史』世祖本紀至元 28 年（1291）条の末尾には、戸部が報告した「天下戸数」として、内郡 1,999,444 戸、江淮・四川 11,430,878 戸、口 59,848,964 人、游食者 429,118 人という数字が掲げられている。統計の精度はともかくとして、日本の史料を見慣れた眼からは信じがたい思いがする。

### c 一揆と戦国大名 近世統一権力の前提

中世後期に幕府・朝廷という中央権力の求心力が衰えると、在地社会自身が国家による権利保証から離れて、独自の法的世界を形成し始める。公権力の担い手が在地や下層の社会に広がり、それまで受身のかたちで文書や記録に関わってきた人々が、それを作成し伝えていく主体としてあらわれてくる。たとえば、惣（そう）と呼ばれる村落共同体が、惣有財産をもち、外部と争い内部を統制するなかで、その権利を保証する文書を惣として伝えていく。あるいは、党（とう）と呼ばれる在地武士連合が、共通の利害によって横に結合し、法定立の主体となって、独特の文書様式を生み出す。

中世後期は、こうした階層ごとに横につながった政治的結合が、支配層・被支配層を問わずいたるところに誕生した時代である。結合の根本原理は「一味同心」、すなわち個別の利害を超えてつどった人々が心をひとつにすることにあり、そうして生まれた共同性は「一揆（いっき）」ということばに集約的に表現された。

中世末期、一国あるいは数国規模の「領国」を自律的・排他的に支配する「王」が登場した。戦国大名である。戦国大名には、一揆の一員から出発して相互対等性を克服しながら盟主にのしあがっていったタイプと、守護大名から転身したタイプがある。前者はもちろん後者のばあいも、家臣団の一揆的結合に直面して、血族の争いという代償とひきかえに一揆結合を解体し、戦国大名へと自己変革をとげたものである。

このように一揆を解体してゆく過程で、戦国大名は領国の人民総体を「国民」として支配対象とする指向を抱き始める。この新しい領域をカバーする文書様式として誕生したのが「印判状（いんばんじょう）」であった。また戦国大名には、領国を統一的に支配するための法典を作った者が多い。伊達（だて）家の『塵芥集（じんかいしゅう）』、今川家の『かな目録』、武田家の『甲州法度之次第（こうしゅうはつどのしだい）』、六角家の『六角氏式目』などで、「戦国家法」と総称される。



- 
- 1 「近ごろ元都を克ち、元十三朝実録を得たり。元、亡国の事と雖も当に記載すべし。況んや史は成敗を紀し勸懲を示す、廃すべからざる也。……古より天下国家を有つ者、行事は当時に見はれ、是非は後世に公たり。故に一代の興衰は、必ず一代の史を以て之を載する有り。……。今爾等に命じ、修纂して以て一代の史を備へしむ。務めて其の事を直述し、美を溢ごす母れ、悪を隠す母れ。庶くは公論を合せ、以て鑑戒を垂れんことを。」（『明太祖実録』洪武2年2月丙寅朔条所引、元史纂修の詔）
  - 2 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」（『岩波新日本古典文学大系・続日本紀一』、岩波書店、1989）
  - 3 「一、本書は天皇の御事蹟を直書し、毫も修飾を加へず、又必要なる政治上社会上百版の事実を叙し、以て背景と為す、／＼、本書は編年体に依り事を以て日に繋ぐ、然れども一事の顛末を一所に叙述するを便なりと認めたるものは、間々紀事本末の体を併せ用ゐ、之れを適當の日に繋ぐ、」（『明治天皇紀』凡例）
  - 4 「体例は我朝文徳三代の実録をもととし、漢土にては唐の順宗実録と明清の実録をもて標準とす。」（『徳川実紀』御実紀書例）
  - 5 松蘭齋『日記の家 中世国家の記録組織』（吉川弘文館、1997）
  - 6 15-16世紀に中国を訪れた日本の外交僧たちは、科挙に関わる諸文化に、自国にはないものとして大きな関心を注いでいる（笑雲瑞訥『笑雲入明記』、策彦周良『初渡集』）。
  - 7 玉村竹二「五山叢林の塔頭に就て」「五山叢林の十方住持制度に就て」（同『日本禅宗史論集・上』思文閣出版、1976）
  - 8 村井章介「中世史史料について」（同『中世史料との対話』吉川弘文館、2014）